

会 議 録

会 議 名	令和 7 年度第 2 回野田市人権・男女共同参画推進審議会
議題及び議題ごとの 公開又は非公開の別	議 題 1 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)に関する市民意識調査について (公開) 2 野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)の内容について (公開)
日 時	令和 7 年 9 月 2 9 日 (月) 午後 2 時から午後 3 時 1 0 分まで
場 所	野田市役所 8 階大会議室
出席者氏名	委 員 有賀 ヒメ子 石山 美代子 高倉 明実 平野 博幸 須賀田 恵美子 駒崎 文男 石井 芳子 松本 清 近藤 博雄 赤尾 和雅 小林 幸男 深井 弘行 長島 宏行 松本 昌子 横川 しげ子 鈴木 洋子 西山 隆 田中 恵子 筒井 圭子 伊藤 稔 杉野 雅幸 秋永 道太郎 後藤 史子 大島 恵子 出井 康裕 梅津 貴子 事務局 今村 繁 (副市長)、小林 智彦 (福祉部長)、武田 真弓 (人権・男女共同参画推進課長)、高塚 和枝 (人権・男女共同参画推進課長補佐兼啓発係長)、西村 和芳 (人権・男女共同参画推進課谷吉会館長)、山崎 覚 (人権・男女共同参画推進課七光台会館長)、松沢 修 (人権・男女共同参画推進課島会館長)、町田 長之 (人権・男女共同参画推進課

	関宿会館長）、鈴木 一敏（人権・男女共同参画推進課主任主事）
欠席委員氏名	福田 昭治 山川 一夫 佐喜川 貞子 柴木 七海 小田 光星 国松 実枝子 藤本 司 清水 宏子 田中 浩之
傍聴者	2名
議事	令和7年度第2回野田市人権・男女共同参画推進審議会の会議結果(概要)は、次のとおりである。
高塚人権・男女共同参画推進課長補佐	令和7年9月29日午後2時、開会を宣言。 野田市人権・男女共同参画推進審議会において、委員の過半数である26人の委員が出席し、野田市人権・男女共同参画推進審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立したこと、会議は録音され、原則公開されており、傍聴者が2名出席していること、会議資料について報告する。 団体推薦の委員の変更について報告し、新たな委員を紹介する。
横川議長（会長）	ただいまからの人権男女共同参画推進審議会を開催いたします。 議題1の野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)に関する市民意識調査について、事務局へ説明を求める。
武田人権・男女共同参画推進課長 横川議長（会長）	<議題1について、資料により説明する。> 事務局からの説明について、意見及び質問を求める。

松本(昌)委員

パートナーシップという言葉が皆さんが理解しているのか、余程ニュースなどを見てないと、この意識調査を渡されても答えられるのかという第一印象でした。私は、アンケートの中、入る前に、この制度が、いつ頃、どこで、どのように制度になったのか。私自身も新聞記事でこういう歴史があって今があるのかって初めて理解した次第です。いきなりこのアンケートを渡されて果たして多くの人から回答が返ってくるものだろうかと考えました。私が調べた上では今、1万組を超えてるそうです。各自治体の登録が。2015年に東京渋谷区と世田谷区で初めて導入されて10年は経っている。

また、このパートナーシップ制度は、法的な権利や義務はなくて、婚姻制度とは異なるそうです。やはり国として制度化すべきではないかと思えますけれども、とりあえずこの制度があれば、各自治体へ登録すれば、住宅とか福祉関係などのサービスが受けられることがわかりました。いきなり難しくないか。ただ、三親等の表などを見せられても、わかりにくいと捨てられてしまうのでは残念。考える一つの大きなものとなると思いますので、このパートナーシップ制度の日本でのあの動きですね、10年前にできてから今、こんなふうになっているという。千葉県では取り組んでなく、県内のいくつかの市で実施していると思います。そこに野田市も追いつこうというところで皆さんと議論していると思いますが、私は、前書きが必要ではないかと思いました。

武田人権・男女共同参画推進課長

委員のご意見のとおり、制度の名称等と聞いただけでは理解ができないという方も中にはいらっしゃると思います。書面の都合もありますけれども、委員の皆様の方で、これまでの導入してきた歴史ですとか、流れについて説明を加えるということで、ご審議いただければ、それに応じて変更していくことも考えてまいりたいと思います。

横川議長(会長)	ほかに、意見及び質問を求める。
武田人権・男女共同参画推進課長	長島委員から事前に、調査の協力をお願いの部分と、調査票の1ページの説明書きにつきまして、わかりやすい形で変更したらどうかというご提案をいただきましたので、資料を配らせていただきます。
長島委員	<修正案を委員へ配布した> 最初に送っていただいた意識調査の協力のお願いと調査票の前文のところが、何のために制度をやるのか、この制度がどういう制度なのかよくわからない状態だったと思ったので、実はこの案よりも、もう少し簡潔なものにしたらどうかと具体的な案を提案させていただいたんですね。 それを受けて、事務局の方で反映させて書いていただいた内容だということですので、一定の妥協案的な部分もあるかもしれませんが、皆さんにも意見をいただいて、もっとわかりやすいようにと思うところがございます。
横川議長(会長)	長島委員の意見は先ほどの松本委員のご意見にも少し繋がるのかなとも思っております。
長島委員	配布された修正案の内容について、質問を求める。 少し付け加えますと、周りの自治体の導入状況とかが全くなかったもので、A Iに聞いてみたら茨城県は県でやっている、東葛地域の全市が既に導入している、埼玉県でも、隣接している市は、みんな導入してるということで、陸の孤島のように、野田市だけがやってないということもありましたので、そこまでは書かないまでも、近隣自治体でも全てが制度化していると書いていただいているので、具体的ではないですが、前進してるのかなというふうに思っているところです。
平野委員	前回の審議会では、私は、まだ導入するには早いのではないかとということで意見させていただいたのですが、出席された委員の方たちは、先ほどの意見と同じように、周りの茨城県や近隣市が導入しているからとの話でした。千葉県もやっ

てないし、周りが導入したからと、そんなに急ぐ必要があるのかなという意見を最後に言いました。

みんなに分かるようにアンケートをやりたいと説明文を作るにしても、人間の能力は年齢差もあるし、個人差もあるので、そこまで細かく言うと、なかなか文章は作れないと思います。ある程度二つか三つぐらい案の中で、これなら市民の方が聞かれても回答できるだろうという案でいくしかないのではと思います。

松本(昌)委員

回答がどのくらいなのか推定したところで、分からないと思いますけど、もし導入しなくていいよというような意見が多いときには、それを優先するのか、このアンケートは実施するけれども、市としては一番最後だから導入するという立場でいるのか。アンケート結果で、この方針というのは変わるものなのですか。

小林福祉部長

前回の審議会の中で、この制度を進める中では、先ほどお話がありました、法的な制度でない中で進めるためには、やはり地域で生活していく上で、地域の方の理解が必要だろうと、その理解を求めるためにも、このアンケートの中で、より理解を求めて進めていくということで、今回、この意識調査の中で概要をまず書かせていただきました。松本委員のおっしゃるとおり、理解してもらうことが大事ですので、また先ほど課長から答弁させていただいたとおり、紙面の状況もございまして、長く細かく書けば良いというものでもないと考えますが、松本委員のおっしゃられた、歴史的な背景を書くべきかどうかということをご審議いただきたい。

もう一つ、ただいま平野委員の方からご質問がありました、アンケートにとって反対意見がそれなりにありましたと言った場合の考えというのは、前回もお話させていただいたと思うのですが、方向性としては、この制度を進めるべきだというふうに考えてございます。例えば、今回2,000人を対

	象に調査して、2,000人全てが反対ということであれば、これは考えざるを得ないかもしれませんが、ひとまずスタンスとしては、この制度を進めるべきというふうに考えた上で、より市民の理解が必要で内容を把握していただきたいということでアンケートを実施するというような考えでございます。
松本(昌)委員	わかりました。長島委員がご提案の内容がいいと思います。対象となる人たちが、損することではなくて、益を得ることができるわけですね。だから、この提案の文章が入って、より賛成する人が多くなるかなという望みができました。
横川議長(会長)	歴史的背景を書くべきかどうかということの審議について、意見を求める。
武田人権・男女共同 参画推進課長	事務局から提案させていただきますが、歴史的背景を記載するには説明量が多くなりますので、意識調査での説明では、例えば市に隣接している導入市町名を書き出すような形で進め、具体的な背景等の内容については、市のホームページの方でも周知を進めてまいりますので、いろいろな情報を盛り込む形での対応を提案させていただきます。
筒井委員	説明は詳しい方がいいとは思いますが、この文章を読むだけでも、例えば15歳の方がこれを受け取って、読むというのは少し難しいのではないかなと思います。後から提案された修正案ぐらいが限度かなという気がします。今後、市ホームページの方にも載せてくださるということなので、詳しく知りたい方はホームページをご参照くださいと案内して、歴史的背景はあればわかりやすいけれども、読まれないと何もならないと思いますので、ここでは先の修正案のような形での対応が良いと思います。
武田人権・男女共同 参画推進課長	今回の意見をまとめまして、まずは長島委員のご提案いた

小林福祉部長

だいた内容で事務局が再度提案させていただいた修正分として、ここでは歴史背景等の掲載は難しいのですが、筒井委員からご意見のあった詳細については市ホームページで確認いただくよう案内することで、承認いただければと思います。

アンケートの件で加えさせていただきますと、先ほどの説明以外にも、やはり今回の最高裁の裁判例でもありますように、一定の国民は反対しているということが示されております。そのような反対の意見についても、市としては十分聞いた上で進めたいというふうに考えているためにアンケートを行うというのも、理由の一つでございますので、付け加えさせていただきます。

後藤委員

今回のアンケートについて、自分が答えるつもりで最初から最後まで答えを考えながら思ったのですが、問16と17の設問について個人的な非常にセンシティブな部分かなと思ひまして、ここを確認して反映させるような目的があるのかというところがすごく気になりました。

武田人権・男女共同
参画推進課長

こちらの設問に関しましては、これまでに様々な機会に実施された関連するアンケート調査も参考として検討した内容でございます。実際にはこの制度を導入する、しない、その部分の回答だけでもこの制度を導入するにあたっては可能ですが、実際に制度を導入している各自治体におきましても、やはり地域的な考えの差というものがあひまして、今でも導入をしていないという自治体も当然ございます。実際には、同性パートナーだけを対象として、いわゆる事実婚のような異性のパートナーは制度として対象にしていないという自治体もございます。そういう部分の検討のためにも、どうなのかということもあひて、この設問を設定させていただいたものです。

後藤委員のご意見のとおり、実際には、性自認や性的指向を聞く必要があるのかという部分もございますが、市への問

後藤委員

い合わせ等で把握が困難な部分でもあり、当然カミングアウトを助長するようなことが無いようにしなくてはならないということもございますが、調査の対象になった方々のお考えを把握したいと考え設定し提案させていただいたものでございます。

一応、答えたくないという方の欄も設けておられるので、答えづらいとか答えにくい方は、そういう選択肢もあるのかなとは思ったのですけれども、そもそも意識調査の中で性のあり方みたいな部分も聞かれてることに、最後ちょっとドキッとしたというか、一生懸命答えてきたけど、ここまで聞かれて答えないといけないのかとなると、答えたくないという選択を選んでくださるなら良いのですが、このアンケート自体どうなのとなってしまうと、難しいかなと思ったのと、こういった質問が一定の目的などが無いのであれば、ここは踏み込んでるのかなという感覚がありましたので、質問をさせていただいたところです。

あと問13にも関係してきますが、問13もどうしますかというところで、まだわからないという人も絶対に一定数はいるだろうなと思い、受け入れられるか受け入れられないか、そのグラデーションだけなので、わからないという方もいるかと思います。ただ、わからないやその他などの選択肢は結構そちらに流れてしまうという意図的なところはあるのかとも思うのですけれども、答えている本人たちがつらくなったり、苦しくなったりするアンケートでは、ちょっと嫌かなと思いましたので、意見させていただきました。

武田人権・男女共同
参画推進課長

後藤委員がおっしゃるとおり、わからないという選択肢を設定しますと、大体そちらに答えが流れてしまうという状況もございますが、問13につきましては、やはり今はわからないというお考えの方もいらっしゃるかと思いますので、委員皆さんに御了承いただければ、選択肢を追加してまいりた

赤尾委員	と思います。 千葉県内で17市の制度導入と資料の中にありましたけれども、近隣の柏市とか流山市へは具体的な内容など聞き取りはしたのでしょうか。
武田人権・男女共同参画推進課長	県内で導入している17市につきましては、制度の内容、制度を導入に至った経緯など参考に伺いしながら進めている状況でございます。
赤尾委員	私は、15年ぐらい前からジェンダーフリーという子たちのいろいろな相談に乗っていますけれども、第1回目の審議会資料と今回の資料を見せたら、何だこれと言われたのです。これは、男の子と女の子が、要するに性別に関係なく結婚できたらいいねということが前提になっているのかと聞かれて、私がよくわからないから聞いているのだという話をしたんです。 男の子がそんな格好していいのかと、そんな考えを持っていいのかと、要するに50代60代のお父さんやお母さんたちは、男は男らしく女は女らしくという考えが大半だと思うんですね。 話題がズレますが、パートナーシップ制度は大いに結構でやっていただきたいけれども、その前にこの子たちの相談事業や啓発も、市はどういうふうにやろうとしているのかをお聞かせください。
武田人権・男女共同参画推進課長	中学校においては、毎年、中学校人権講演会を開催しておりますけれども、そもそもこの制度は、同性の婚姻を認めるという制度ではなく、そういう方々が少しでも生きづらさを解消することができればということで進めているものです。赤尾委員がお話してる相談者の方々も、こういうことが望みなんだという気持ちを市としても、意見を受け止めていくべきだと思います。この制度自体が、そういった自身のことで悩んでいる方を救済できる制度かということ、赤尾委員

	がおっしゃったとおり、この制度ではないと思っておりますので、先ほどの男だから女だからというところもありますけれども人権教育や啓発については当然のことながら、引き続き実施してまいります。将来的にこの制度を理解していただいて利用するというのであれば、もちろん制度を導入する意味には繋がると思います。 中学校人権講演会を実施しているなかで、中学校の先生の話聞かせていただいております。学校の方でもしっかりと対応していただいております。引き続き、相談者の方々が、生きづらさを解消できるような環境作りを市としても継続していかなければならないと考えております。
赤尾委員	行政さんが、これ一生懸命やってパートナーシップ制度を導入しようと言っても、何も役に立たない。箱物作って中身入れないのと同じような気がしちゃうんですね。今の若い子たちは、どうやってカミングアウトして、どうやらみんなに理解してもらえるのか、それを願っているのですよ。市は、相談員制度とかを作っていくのか、それとも、あなた自身で自分たちでやってくださいねという形をとるのか、聞きたいです。
武田人権・男女共同参画推進課長	市では人権相談もあり、女性のための相談や男性のための電話相談を実施しております。ただ、性的少数者の相談件数が少ないということは先ほど申し上げましたけれども、カミングアウトするには相当なお気持ちが必要なのかなというところは市としても理解しています。現在の男女共同参画計画及び人権に関する行動計画がありますけれども、国や県も性的マイノリティに関してはいろいろと施策を出してきています。野田市としても今後皆さんに、新たな計画の検討を進めていただきますけれども、その中でも十分に審議いただければなと思ってますので、よろしくお願いいたします。
小林福祉部長	赤尾委員いろいろとご意見ありがとうございます。まず一

点目の、いわゆるLGBTQ+の関係なんですが、実はここ数年でだいぶ考え方が変わってきている状況であります。ただ残念ながら野田市の職員自体がなかなか理解していないというのも実情です。そのため、今年度、市の人事課が作った職員対応マニュアルというものの、例えば服装の関係とか窓口等の対応方法とかを掲載している職員マニュアルにLGBTQ+の関係、いわゆる性的マイノリティの関係をきちんと入れさせていただいて、まずは市の職員から理解していくということで進めております。

それと、もう一点、今回のパートナーシップ・ファミリーシップ制度については、市は本気で考えてます。決して箱だけ作って何も入れないということは一つも考えていないです。そのために皆さまの意見を今聞きながら、市民の意見を聞いて、先ほどもお話がありました野田市だけが残っている状況の中で、より良い制度を作っていきたいというふうに真剣に考えてる中で進めていますので、赤尾委員のおっしゃるような箱だけ作ってという考えは一切ございませんのでこの場を借りて発言させていただきます。

先ほど、後藤委員からご意見があったところで、問16と問17について、実は私も、ここで聞く必要がない内容なのかなあと思いました。どういう人が答えているのか興味本位的に感じて、これを聞いてどうするのというのが、特に当事者の人だと思うところだと思うんですね。このアンケートをやる上で必要がなく、このアンケートの目的が問われかねないかなと思うので、削除した方がよろしいのではないのかなと思います。

ちなみに、民間でもこういう質問をするときには、できるだけその人の属性について必要がないことは聞かないというのがアンケートマニュアルにあるということもありますので、より慎重に考えると外した方がいいという意見です。

武田人権・男女共同 参画推進課長	後藤委員と長島委員の方から、ここで聞く必要がないとのご意見をいただきまして、この質問については近隣自治体のものを参考とさせていただきましたが、今回の制度導入の意識調査ではなく、今後調査が必要となれば実施する状況もあるかと思しますので、今回の問１６番と問１７番について、削除するという事で、併せて審議いただきたいと思います。
横川議長(会長)	問１６番と問１７番の削除について賛成者の挙手を求める。 <賛成多数により、問１６番と問１７番を削除する> 事務局案については、委員からの意見をもとに、一部修正したうえで、意識調査を実施することに、異議はないか。 <異議なしの声>
横川議長（会長）	ご異議がないようですので、議題１の「野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)に関する市民意識調査について」は、委員からの意見をもとに事務局案を一部修正したうえで、意識調査を実施することで決まりました。 続きまして、次に議題２に参ります。「野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)の内容について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
武田人権・男女共同 参画推進課長	<議題２について、資料により説明する。>
横川議長（会長）	ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。 <意見及び質問なし>

武田人権・男女共同 参画推進課長 横川議長（会長）	議題2について了承とすることで異議はございませんか。 ＜異議なしの声＞ 異議がないようなので、議題2「野田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(仮称)の内容について」事務局から説明のあった内容に併せて、制度の要綱案については、市民意識調査の結果を踏まえて次回の会議において審議することです承する。 以上で、本日の議題は、全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。 その他、事務局から何かございますか。 次回は、市民意識調査の結果報告と、制度の要綱案についてご審議をいただくこと、12月中旬を予定しており日程は決まり次第、早急に御連絡させていただくことを説明し、協力を求める。その他として人権啓発事業について周知する。 以上をもって全て議題が終了した。 午後3時10分閉会を宣言する。
---	--